

令和6年度 青森県・五所川原市連携融資制度

五所川原市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、信用保証料の補給を行います。

1. ①五所川原市内で創業する方または創業後5年未満の方 【マル架】	
②法令に基づく認定又は国や県等による補助金等の採択を受けた方	
③DXを推進する取組・生産性向上を図る事業に取り組む方	
④賃金引上げに資する取組を行う方	
⑤物流の2024年問題の解決への取組を行う方	
⑥事業承継をするために資金を必要とする方	
(事業承継特別保証を利用し、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたもの)	
◎対象者	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(1)①、②、(3)、(4)②、⑤、⑥、(5)④に該当する方のうち、次のいずれにも該当する方。 ※太陽光発電設備の導入に係る事業は除く。 ①法人登記(個人の場合は住所)が市内にあり、市内で営業する方。 ②市税等の滞納がないこと。
◎補助対象融資額	1,000万円以内
◎補助対象期間	10年以内(据置期間2年以内) (①、⑤)④については、10年以内(据置期間1年以内)
◎補助内容	信用保証料を全額補助(県が30%を補助、残りの70%を五所川原市が補助) ※県補助の対象とならない場合は保証対象外。 ※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額と、県要綱2(1)①の融資を受けた場合の上乗せ分0.2%に相当する額を除く。

2. 事業活動に必要な資金を調達したい方 【マル応】	
◎対象者	青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱2(1)に該当する方で、次のいずれにも該当する方。 ①法人登記(個人の場合は住所)が市内にあり、市内で営業する方。 ②市税等の滞納がないこと。
◎補助対象融資額	1,000万円以内
◎補助対象期間	10年以内(据置期間2年以内)
◎補助内容	信用保証料を全額補助(五所川原市が100%を補助) ※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額を除く。

3. 原油価格の上昇又は物価高騰の影響を受け、資金調達が必要な方 【マル定】	
◎対象者	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(2)③、④に該当する方で、次のいずれにも該当する方。 ①市内で営業を開始している方。 ②市町村税等の滞納がないこと。
◎補助対象融資額	1,000万円以内
◎補助対象期間	10年以内(据置期間2年以内)
◎補助内容	信用保証料を全額補助(五所川原市が100%を補助) ※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額を除く。

4. 経営改善に向けて借換えを行う方

【マル伴】

- ◎対象者 青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度要綱2(1)～(3)に該当する方で、次のいずれにも該当する方。
①法人登記(個人の場合は住所)が市内にあり、市内で営業する方。
②市税等の滞納がないこと。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
- ◎補助対象期間 10年以内(据置期間5年以内)
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助(国と五所川原市で100%を補助)
※ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額を除く。

〈留意事項〉

- ◎表面記載の補助対象となる融資の実行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ◎予算の都合により、補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも、青森県特別保証融資制度を利用することは可能です(所定の保証料等は自己負担となります)。

〈お問い合わせ先〉

- 信用保証料補助に関すること……………五所川原市商工観光課
電話0173-35-2111(内線2572)
- 青森県特別保証融資制度に関すること…青森県経済産業政策課
電話017-734-9368(直)

〈連携融資制度に関するQ&A〉

Q1. 五所川原市内に本社または主たる事業所(個人の場合は住所)がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか?

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。法人登記(個人の場合は住所)が市内にあっても、市外の事業所にかかる事業資金は原則として対象になりません。

Q2. 希望融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか?

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内(うち据置期間が2年以内)」「1.①のうちスタートアップ創出枠」及び「1.⑥事業承継をするための資金」については据置期間が1年以内、「4.借換え資金」については据置期間が5年以内)のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円(融資期間10年以内)を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q3. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A3. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(※)の融資担当窓口へお申込みください。なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類(市税の納税証明書等(令和5年度分)【担当:収納課】や法人の登記事項証明書など)を併せてご提出ください。

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(順不同)

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工中金、東日本信用漁業共同組合連合会